

## 戦争・死刑と国家。そして国家と人民（100）

2018年8月1日

小田中聡樹

（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

（「戦争・死刑と国家。そして国家と人民」は今号で100回目になります。今号も2016年9月に起きた事象について解説いたします。その2回目です。）

### 二 戦争政策への反対運動

（1）①2016年9月2日、京都大学法科大学院教授高山佳奈子氏を講師とする市民講座（主催日本科学者会議）が開かれた（9月4日赤旗）。

②その講演の内容の一つは、大学での軍事研究と自民党の改憲草案についてである。その概要は次の通りである。

まず軍事研究の動きについて、同教授は、次のように述べた。“軍刑法など、文系でも軍事研究がありうる。初めから軍事に役立てることを目的とした。防衛省予算による研究は、戦争へと傾く。目先の研究費につられがちだが、抵抗する必要がある”と述べ、また、“自民党改憲草案は、統治機構と基本的人権とで成り立つ本来の憲法ではなく、緊急事態条項で事実上の憲法停止状態が永続する”と述べて批判した。

（2）①また同日、京都の龍谷大学で、「現代社会が求める科学者の責任」をテーマとする第21回総合学術研究集会が開かれた（9月4日赤旗）。5人の研究者が「憲法・平和」「核兵器・原発」「エネルギー・地球

環境」「軍学共同」などをテーマに問題提起し、議論を行った。

②この中から、注目すべき問題提起を記すことにする。

まず奥野恒久教授は、「安倍改憲の本質は、個人の尊厳という憲法のコア部分の否定だ」と述べた。

また赤井純治教授は、「（異常に急進展する軍学共同について）何のための研究か、科学者の倫理が問われている」と述べると共に、各大学で市民とも共同して軍事研究拒否のためのたたかいを広げることを呼びかけた。

（3）①同様の動きは、次の声明にもみられる（9月6日赤旗）。

②8月20日、地学団体研究会は、埼玉県で総会を開き、軍学共同研究に反対する声明を採択した。

その概要は次の通りである。

①防衛省が昨年度から公募を始めた競争的資金「安全保障技術研究推進制度」は、研究成果を原則公開としているものの、「基本は軍事研究」であり、契約期間中は公表につき事前の届け出と協議が求められ、「研究

者は、自らの研究が機密研究となることを自らの意思のみで拒絶することはできない」こと。②本研究会は戦争に科学が使われないようにすることを一つの目的に掲げて発足し、1987年の広島総会の「平和宣言」で科学の平和利用を誓った歴史を踏まえて、今年の総会では安保法案と大学・研究機関による軍事研究に反対する声明を採択し、「我々はあらためて学術の存在意義に関わる大局に立ち、あらゆる科学・技術が戦争に利用されないように努力することを誓う」と述べた。③総会では、原発の再稼働に反対し原発「ゼロ」の社会をめざす声明も採択したこと。

②以上に紹介した学者の動きについて、コメントする必要はないであろう。そこで別の分野の動きをみることにしよう。

(4) ①9月6日、憲法共同センター（全労連、全日本民医連、新婦人の会、憲法会議、自由法曹団などで結成）は、東京都内で第3回総会を開き、28団体から45人が参加した（9月8日赤旗）。

②全労連の盛本常任幹事より、方針の提案が行われた。

その方針は、3点よりなり、次のような報告が行われた。

①戦争法の発動を許さず、廃止を求める取り組みに全力をあげる、②次の国政選挙を焦点に、野党共闘のさらなる前進を求める、③総がかり行動実行委員会に結集して作り上げてきた市民と団体との共同をさらに

深化・発展させること。

③具体的取り組みとして、南スーダンへの自衛隊派遣（駆け付け警護の新任務が付与される）に対する緊急署名などが提起・報告された。

(5) ①2016年9月10日、11日の両日、全労連女性部は、東京都内で第27回定期大会を開き、運動方針を採択した（9月13日赤旗）。

②運動方針は、①戦争法廃止と改憲ストップ、②労働法制の大改悪を許さず公正・公平な同一賃金・同一労働を求める、などである。

(6) ①9月12日、静岡県自衛隊東富士演習場で、在日沖縄アメリカ海兵隊の実弾砲撃訓練が始まった。防衛省の発表によれば、訓練期間は22日までのうち9日間。午前7時から午後10時迄で、人員は約430人、車両は約100台。実弾砲撃訓練、小火器訓練が行われる。なお、「米軍は東富士に来るな！出ていけ！静岡県民の会」は、12日から連日監視活動を行っている。砲撃は、白リン弾2種類を使っての「訓練」であるが、実戦さながらのものである。

これも戦争法成立の産物である。

(7) 2016年9月14日、「あいば野平和運動連絡会」は、陸上自衛隊あいば野演習場（滋賀県高島市）で、戦争法施行後初めて行われている日米合同演習に反対する抗議宣伝と監視に取り組んでいる。

「あいば野平和連」の早藤共同代表は、「今回の演習は戦争法を具体化する

るため米軍から学ぶ訓練だ」として、中止を訴えた（9月15日赤旗）。

（8）①同年9月13日、「戦争する国づくり反対福井県連絡会」は、予定されている自衛隊市中パレード

（10月1日、実行委員会主催）の中止を求めて、実行委員会の構成団体の福井商工会議所、自衛隊福井地方協力本部、県、福井市に対し申し入れを行った（9月15日赤旗）。

②この市中パレードは、2013年から毎年行われているが、その意味合いは戦争法施行により変質した。

このことは、南條事務局長の中止訴えにも表れている。南條氏はいう。「実態は軍事パレードであり、若い隊員を『殺し殺される』戦地に送ることになる」、と。

（9）①9月15日、総がかり行動実行委員会は、「9・19行動」や、国会開会日行動（9月26日）を皮切りにした今後のたたかいについて、記者会見した（9月19日赤旗）。

②その主な内容は、①戦争法廃止、安倍政権打倒のために総がかり運動をさらに強化・発展させたいこと、②平和と民主主義、憲法の擁護・実現運動に於いて大きな役割を果たすこと、③戦争法具体化に反対するたたかいでは、南スーダンへ派遣される自衛隊がいる青森での現地集会を重視すること、④沖縄に連帯し米軍基地に反対するたたかいでは、一大署名運動を行う準備を進めていること、などである。

なお、当日記者会見したのは、高田健、福山真却、小田川義和の共同代表と、菱山南帆子、米山淳子の運営委員の5氏であった。

（10）ここで、戦争法違憲訴訟の動きをみる。

①2016年9月16日、神奈川県在住・在勤の254人（中西新太郎横浜市立大学名誉教授をはじめとする）が国に賠償を求める「安保法制違憲訴訟」を起こした。なお、原告のうち15名は、国に対し、集団的自衛権の行使差止をも請求した。

②なお、安保法制違憲訴訟は、国賠訴訟として同日広島で提訴されたのを始めとして合計12件であり、差止め訴訟として東京、大阪、広島で提起されている（9月17日赤旗）。

③神奈川の原告が主張する国賠請求の根拠は、①戦争法によって、平和的生存権ないし生命・身体の安全を含む人格権、国民が自らの意思で憲法の条項と内容を決定する権利（憲法改正・制定権）が侵害されたことある。

④神奈川訴訟の原告の主張するところでは、差止め請求の対象行為は、①集団的自衛権の行使（改定自衛隊法、事態対処法）、②後方支援活動（重要影響事態法）、③協力支援活動（国際平和支援法）、④駆け付け警護（国際平和維持活動、国連平和維持活動協力法）の4行為である。

⑤2016年9月16日、広島県の被爆者や戦争体験者ら165人が、①国を相手に、戦争法は憲法に違反し制

定過程も立憲主義に反する、㊸集団的自衛権の行使は他国などからの武力攻撃の危険を生じさせ、平和的生存権や人格権の侵害に当たるとして、自衛隊の派遣差し止めと、一人当たり 10 万円の国家賠償とを求め、広島地裁に提訴した（9 月 17 日赤旗）。

㊹以上のような違憲訴訟の意義をどう捉えるか。

私は、この訴訟が訴訟として成功するかは、次の二つの条件が満たされることが必要だとさし当り考える。

㊺損害賠償請求訴訟にせよ差し止め請求訴訟にせよ、その根拠となる「事実」を具体的な立証事実として、どう構成し、どう立証し、裁判所をいかに説得するかということである。

㊻裁判闘争＝法廷闘争と大衆闘争（戦争法反対闘争）との結合を図ることである。

（1 1）㊼9 月 16 日、日本原水協（原水爆禁止日本協議会）は、その代表者（代表理事高草木博氏ら）は、外務省に対し、日本政府が核兵器禁止・核廃絶条約の交渉開始を主導し、核廃絶を求める国際的流れと協調することを、申し入れた（9 月 17 日赤旗）。

㊽.申し入れに当り、高草木代表理事が強調したのは、“「抑止」には核兵器の使用を含むという政府の態度が北朝鮮を追い込み、核拡散に繋がっている。この危険を打開する道は

相手がどうあれ話を聞くこと、真摯に検討して欲しい”ということであった。

㊾申し入れ書（安倍首相、岸田外相宛て）の中味は、㊿核兵器を禁止・廃絶することは「各国の軍備からの原子力兵器・大量破壊兵器の一掃」を決めた国連総会第一号決議からも、「人類で唯一国民が被爆の体験を持つ国の政府としても、当然、支持し、推進すべき課題にあるとするものであり、㊿核兵器の使用や威嚇を前提とした対外政策をやめ、核兵器禁止・廃絶、憲法に基づく紛争問題の外交的解決と平和を追求することである。

（1 2）㊿9 月 19 日、「戦争法強行採決」から一年経ったことへの抗議活動が全国各地で展開された。例えば、札幌、山形、鶴岡、盛岡、北上、国会正門前で（9 月 20 日赤旗）。

㊿㊿9 月 19 日、憲法会議（憲法改悪阻止各界連絡会議）は声明を発表した（9 月 21 日赤旗）。その声明は、「戦争法の発動を許さず、一日も早く廃止させましょう」とするものであり、その中身の概要は次の通りである。

㊿南スーダン PKO に派遣する自衛隊が「駆け付け警護」の訓練を開始するなど、戦争法発動による「深刻で現実的問題」を指摘し、“沖縄では安倍政権による高江でのヘリパッド建設強行や、辺野古埋め立てをめぐる乱暴な訴訟で不当判決が出るな

ど、激しいたたかいが展開されている。憲法を守り生かすたたかいはこれである…改憲発動をはね返し、戦争法の発動を許さず、一日も早い廃止を実現する運動を進め、暴走する安倍政権打倒のために、共同を一層強め、全力でたたかう”、というものである。

③④9月21日、「安保関連法に反対するママの会」は、『『だれの子どももころさせない』安保関連法『成立』一周年の日に』と題する声明を公表した(9月21日)。

⑥その概要は次の通りである。

①一年前の今日、2015年9月19日を私たちは忘れない。与党の横暴を批判し、この一年間、多くの人と手を取り合って安保法制の廃止を求めてきた。南スーダンに自衛隊が送られ、「駆け付け警護」の名で、なし崩し的に憲法9条が踏み躪られようとしている。②9月26日に始まる臨時国会において「国会議員に憲法擁護義務をしっかりと守るよう要望し、野党のみなさんには安保法制の廃止のために共闘をさらに強めるよう期待する。③「誰の子どもも殺させない」という立場で声を上げ続けていく。

④9月22日、北海道南空知憲法共同センターは、岩見沢市で総会を開き約100人が参加した(9月24日赤旗)。

この日、北海道江別市で「さようなら原発 さようなら戦争」の集会(主催・脱原発！子どもたちを放射

能から守る江別実行委員会ほか)が開かれ、70人が参加した。

⑤9月21日、青森県九条の会は、青森市内で安保法制(戦争法)廃止と「駆け付け警護」など同法に適用される南スーダンPKO阻止を求める署名への協力を呼びかけた。

参加者の一人は訴えた。“国民の安心・安全のために被災地で汗を流し頑張っている自衛隊を、安倍政権は海外に送り込み、殺し殺される道に踏み込ませようとしている。憲法違反の戦争法は廃止へ。命を軽んじる安倍の暴走を一緒に食い止めよう”と。

⑥9月21日、安保破棄北海道実行委員会、米艦船寄港反対小樽連絡会は、高橋知事に対して、陸上自衛隊北部方面隊が25日から28日までの海水浴場ドリームで行おうとしている水陸両用施設作業車の訓練の中止・撤回を求める要請を行った。

もともとの訓練は、10月5日まで全道で行われる陸上自衛隊北部方面隊の「平成28年度方面隊実動演習」の一環として実施され、その目的は、侵略事態に対処する能力を向上させることである。

北海道への要請の中身は、“人員1万2000人、車両3000両、航空機40機、艦船3隻の大規模な演習であり、海水浴場への演習は認められない…訓練を道民の憩いの場である海水浴場で行うことは断じて許されない…  
海岸の使用許可取り消しと国に対し

同区域での訓練中止とを求めるもの  
“、であった（同日赤旗）。

（13）①9月24日、新日本婦人の会（新婦人）は第168回中央委員会を開いた（9月24日赤旗）。

あいさつした笠井喜美代会長は、五つの目的を掲げた。その内容は次の通りである。

○核戦争の危険から女性と子ども  
の声明を守ります。○憲法改悪に  
反対、軍国主義復活を阻止します。  
○生活の向上、女性の権利、子ども  
のしあわせのために力をあわせま  
す。○日本の独立と民主主義、女性  
の解放をかちとります。○世界の女  
性と手をつなぎ、永遠の平和をうち  
たてます。以上である。

また同大会では、戦争法廃止の  
200万署名が129万人に達したとの  
報告もなされた。

②もともと女性は、声明を生み育  
む存在であること踏まえて考えれ  
ば、女性運動の力は「平和の力」の  
一大源泉である。この観点から新婦  
人の運動の拡がりに期待したいと考  
える。

（14）9月24日、神奈川県弁護  
士会は、横浜市で憲法集会を開き、  
弁護士や市民が参加しアピールを採  
択した。“安保法制の廃止を求め、憲  
法をないがしろにするあらゆる動き  
に反対し、立憲主義を取り戻すため  
に努力する”というものである（9月  
25日赤旗）。

（15）①9月25日、「九条の  
会」は東京都千代田区の明治大学に

於いて、第六回「全国交流討論集  
会」を開き、全国各地の「九条の  
会」の活動家約500人が参加した（9  
月26日赤旗）。

②この集会では、経験の交流・討  
論が行われ、「新しい国民総がかり的  
な運動を展開していくうえで、「九条  
の会」の運動をより発展させてい  
く」ためとして、オリジナルメンバ  
ー9氏の外に12氏からなる世話人会  
が新設された。

③ここでオリジナルメンバーと世  
話人の氏名を記すことにする。

④オリジナルメンバー（順不同）  
大江健三郎、澤地久枝、梅原猛、小  
田実（故人）、奥平康弘（故人）、加  
藤周一（故人）、鶴見俊輔（故人）、  
三木睦子（故人） 井上ひさし（故  
人）

⑤世話人（順不同）12名 愛敬浩  
二（名古屋大学・憲法学）、浅倉むつ  
子（早稲田大学・労働法）、池内了  
（名古屋大学・宇宙物理学）、池田香  
代子（ドイツ文学）、伊藤千尋（元朝  
日新聞記者）、伊藤真（弁護士・日弁  
連憲法問題委員会副委員長）、内橋克  
人（経済評論家・翻訳家）、清水雅彦  
（日本体育大学・憲法学）、高良鉄美  
（琉球大学・憲法学）、田中優子（法  
政大学総長・江戸文化研究家）、山内  
敏弘（一橋大学・憲法学）、高遠菜穂  
子（ボランティア活動家）

⑥オリジナルの「九条の会」が  
結成されたのが2004年6月10日  
である。その出現が平和憲法の擁護の  
ために果たした役割は、衝撃的であ

ったといっても過言ではない。その役割とは、第一に、平和憲法の核心となる九条擁護の理念の一点に、それ迄日本社会にばらばらで存在していた反戦・平和運動を結集し得たことである。第二に、思想・信条・宗教・社会的ステータス・地域などの違いを乗り越えた運動組織であることである。第三に、その運動を支えた運動思想の正しさが現実によって裏付けられたことである。

「九条の会」の運動が全国的に7500ともいわれる各地の「九条の

会」の出現・取り組みが日々行われているのが日本の現実なのである。

⑤今回の「九条の会」の世話人会の設置は、組織的活性化を図ったものとして高く評価したいと考える。

「九条の会」の運動は、「戦争法」の強行成立を推進した“戦争勢力”に対峙し、その妄動を食い止める力をこれからも発揮するであろう。

⑥なお、ここでオリジナルメンバーと世話人のかたがたのあいさつないしメッセージのうち3氏のを紹介したい（9月26日赤旗）。

呼びかけ人と世話人あいさつ

憲法を守る、強い意思で示そう

九条の会呼びかけ人 澤地久枝さん

「九条の会」がどんなに広がっているのかということ最近、たびたび思い知らされることがありました。

コンサートに行くと、隣の人と話していたら、私は湯河原の「9条の会」だという。そうして全国でも小さくても「9条の会」をやっている。個人が自発的に集まって、グループになって何かをやるということは、今のこの時代のなかでは非常に力になると思います。

私は「安倍政治は許さない」（のタグ）をつけていて、毎月3日の午後1時には国会の正門前にいって掲げています。外国でもやられていて、ポーランドでもクラクフの人たちが日本語で書いたものを掲げている。

これは一番力の弱い人たち、顔を出すこともはばかれるけど気持ちとしては、絶対憲法を守ってこの国が再び戦争をするような国にはしまいという強い意思があるということだと思います。それがいろんな形で広がって安倍内閣が退陣し、安倍内閣的な性質を持っている政治家が出てくることを許さないように、運動が進んで行かないといけないと思います。

一連の運びを見ていると、この国は民主主義を捨てて独裁国家になったんだという気持ちがあります。でも日本の憲法は70年生きている。憲法を守って、一人の戦死者も出さない、他国の人たちを殺さないという国を守っていきたい。

「軍学共同」許さぬ。

名古屋大学名誉教授 宇宙物理学 池内了さん

これまでいろんな平和問題や核問題で科学者が世話人会や代表委員に入ることが殆どいない状況が続いてきました。私は研究者版経済的徴兵制と呼んでいますが、研究者を研究費で干上がらせて、軍事に協力する体制にさせられている。

憲法の平和主義を貫いてきた学術の世界がいま変わりつつあります。日本学術会議は戦争に協力する研究は絶対に行わないという決議を2度も上げました。しかし、安倍政権になって、防衛省が大学および研究機関の研究者を軍事研究に動員する軍学共同の形が進みつつあります。私は非常に悲しく怒りをもっています。

科学者のなかにも軍事には手を出したくないという人たちを増やしていく。その運動も進めて、9条の会の活動を大きくしていきたい。

## 9条は沖縄を救う

琉球大学法科大学院教授 憲法学 高良鉄美さん

いま沖縄の現状は非常に厳しい。根本的には、平和憲法9条の理念が日米安保と直接対峙している状態です。

1964年、東京オリンピックのとき、まだ憲法の適用がなかった沖縄で、小学生の私が初めて憲法9条を知りました。9条は沖縄を救う。そう思ったからこそ復帰があり、平和憲法への復帰運動は気迫のこもったものでした。そして、9条のもとに入りなさいと手を差し伸べたのが本土のみなさんでした。

真の意味での9条理念実現と沖縄復帰は、同心円にあります。平和な世の中の実現まで一緒に頑張りましょう。

⑦ ①なお、当日の「全国交流・討論集会」は、七つの分散会に別れ、各地の経験や取組みを交流し、討論を行った(9月26日赤旗)。その中から心に残る取組みを紹介する。

②鹿野文永氏(元宮城県鹿島台町長)は次のように報告した。

“宮城県北部で次々と新たな九条の会が結成され、8から13になった

こと。思想・信条、政党、政派を超えて、憲法九条を守る一点で集まる「九条の会」が戦争法だけでなく、選挙についても一歩踏み出せるのか…憲法というちやぶ台がひっくり返されているとき、元に戻すのは憲法を守り生かす運動だと考え、参院選で実践し、統一候補が勝利した…市民の力で総選挙も「野党共闘」を呼びかけ統一候補を当選させることが大

切だ”と訴えた。

⑥大学生協九条の会の呼びかけ人の森安力さんは初参加し、“安保法制に反対する「学者の会」や学生の「シールズ」が立ち上がり、なんとかしなければと準備会を結成した、発足まで半年かかったと、述べた。

⑦東京都「千住九条の会」の高梨達也さんは、“憲法カフェを開催したこと、原水爆禁止世界大会に参加したこと、「九条の会」に入ったことで意識が変わったこと、被爆して亡くなった命が九条であること、憲法の重要性を無関心の同世代や若者に広めていきたい”と語った。

⑧以上である。これらの発言からも分かることは、「九条の会」は成長

過程にある新しい運動組織であることであり、この組織を発展させ得るか、に日本の未来がかかっていることである。

(15) 9月26日、総がかり行動実行委員会が行った「臨時国会日行動」には800人が参加し、「戦争法の発動を止めよう」「みんなの力で暴走とめよう」とコールした。そして実行委の3団体の代表があいさつをした(9月27日赤旗)。

その中で、「戦争させない1000人委員会」の山本圭介氏の呼びかけを取り上げたい。彼はいう。“野党の頑張りど市民の声で憲法改悪を許さない壁を築こう”、と。

以上を以て、戦争政策への反対運動の項目を終え、「三 自衛隊の国民監視活動」に移ることとする。